

基監発 0621 第 1 号
平成 23 年 6 月 21 日

都道府県労働局労働基準部
監 督 課 長 殿
労 働 時 間 課 長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

平成 23 年夏期における節電対策のための休日の変更に伴うフレックスタイム制における時間外労働となる時間の計算方法の取扱いについて

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 32 条の 3 に規定するフレックスタイム制について、清算期間を 1 箇月とし、清算期間を通じて完全週休二日制を実施している等の要件を満たす事業場における時間外労働となる時間の計算方法については、平成 9 年 3 月 31 日付け基発第 228 号（以下「平成 9 年局長通達」という。）により示されているところである。

本年 5 月、政府の電力需給緊急対策本部において「夏期の電力需給対策について」が取りまとめられるなど、夏期の節電対策が求められていることを受け、フレックスタイム制を採用している事業場で、同年 7 月から 9 月までの期間中に平日の電力使用量の削減を図るため、休日について土曜日又は日曜日のいずれか一方又は双方を平日に変更することが考えられる。

このような変更が行われる期間における休日の総数が減少しないときであっても、変更後の休日の曜日の設定如何によっては、清算期間の 29 日目を起算日とする 1 週間における休日が増加する可能性があるが、変更後の休日の曜日が異なる事業場間での均衡を考慮し、このような場合における平成 9 年局長通達の記の 2 の適用は下記のとおり取り扱うこととするので、了知されたい。

記

- 1 次のいずれも満たす事業場については、清算期間の 29 日目を起算日とする 1 週間における休日が増加する場であっても、当該 1 週間を除き、休日の変更が行われる期間において、必ず毎週 2 日以上の日曜日が休日となること、当該休日の変更により休日の総数が減少しないことが確保されることか

ら、平成9年局長通達の記の2の(1)の③の要件を満たすものとして取り扱って差し支えないこと。

- ① 本年7月から9月までの期間において、平日の電力使用量の削減のため、休日について土曜日又は日曜日のいずれか一方又は双方を平日に変更する事業場であること。
- ② 本年7月から9月までの期間のうち、休日の変更が行われる期間における休日の総数が当該休日の変更により減少しないこと。

2 上記の取扱いは、本年7月から9月までの期間において、休日の変更を行う月の前月又は変更した休日を元に戻す月の前月におけるフレックスタイム制の時間外労働の計算方法にのみ認められるものであること。